

大田区 特別工業地区

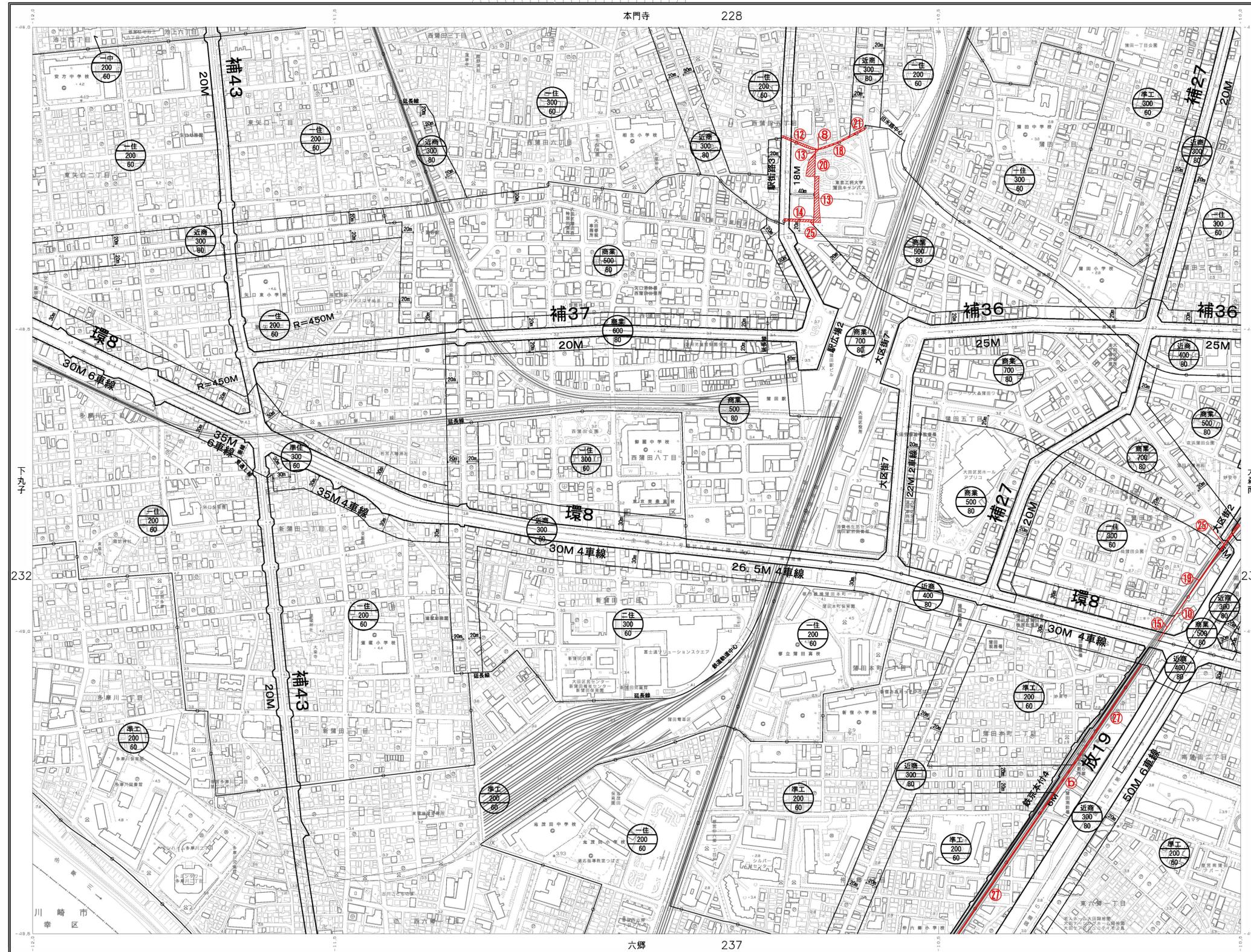
東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 233
【参考】東京都市計画高度地区（大田区決定）計画図
【参考】東京都市計画防火地域及び準防火地域（大田区決定）計画図
【参考】東京都市計画特別用途地区（大田区決定）計画図

1:2,500

48-5 (IX-LD67-1)

H28.3.14 H29.3.14 (道路網作成年月日)

蒲田



凡例
1 道路法は、平成十四年国土交通省告示第九号の告示による平面図面用縮尺の別表に定める縮尺に準じて、東京都市計画特別用途地区の中心となる道路の幅員と交差点の中心となる道路の幅員との比を1:1として、上記の縮尺に、各町（町名）の縮尺は、東京都市計画特別用途地区の中心となる道路の幅員に、2メートルに準じて表示する。
2 縮尺は、北は（方位の記号の上の方向）に、南は（方位の記号の下の方向）に、下図の縮尺に準じて表示する。
3 縮尺は、北は（方位の記号の上の方向）に、南は（方位の記号の下の方向）に、下図の縮尺に準じて表示する。
4 縮尺は、北は（方位の記号の上の方向）に、南は（方位の記号の下の方向）に、下図の縮尺に準じて表示する。
5 縮尺は、北は（方位の記号の上の方向）に、南は（方位の記号の下の方向）に、下図の縮尺に準じて表示する。
6 縮尺は、北は（方位の記号の上の方向）に、南は（方位の記号の下の方向）に、下図の縮尺に準じて表示する。
7 縮尺は、北は（方位の記号の上の方向）に、南は（方位の記号の下の方向）に、下図の縮尺に準じて表示する。
8 縮尺は、北は（方位の記号の上の方向）に、南は（方位の記号の下の方向）に、下図の縮尺に準じて表示する。
9 縮尺は、北は（方位の記号の上の方向）に、南は（方位の記号の下の方向）に、下図の縮尺に準じて表示する。

平成 日 年 月 日
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

この図面は、国土測図法の規定を遵守して作成されたものである（承認番号）平成24年国土測図法第269号
この図面は、東京都市計画特別用途地区の中心となる道路の幅員と交差点の中心となる道路の幅員との比を1:1として、上記の縮尺に、各町（町名）の縮尺は、東京都市計画特別用途地区の中心となる道路の幅員に、2メートルに準じて表示する。
（承認番号）2都市高規第30号（承認番号）2都市高規第74号、令和2年7月2日
（承認番号）2都市高規第110号、令和2年8月21日

東京都市計画特別用途地区
株式会社ミッドマップ製表
図面番号：48-5-1

番号	変更前					変更後				
	用途	建蔽率	容積率	用途地域	特別用途	用途	建蔽率	容積率	用途地域	特別用途
8	一住	60	200	一住	商業	80	500	商業	80	500
10	一住	60	300	一住	商業	80	500	商業	80	500
12	近商	80	300	近商	商業	80	500	商業	80	500
13	近商	80	300	近商	商業	80	500	商業	80	500
14	近商	80	300	近商	商業	80	700	商業	80	700
15	近商	80	400	近商	商業	80	500	商業	80	500
18	商業	80	500	商業	一住	60	200	一住	60	200

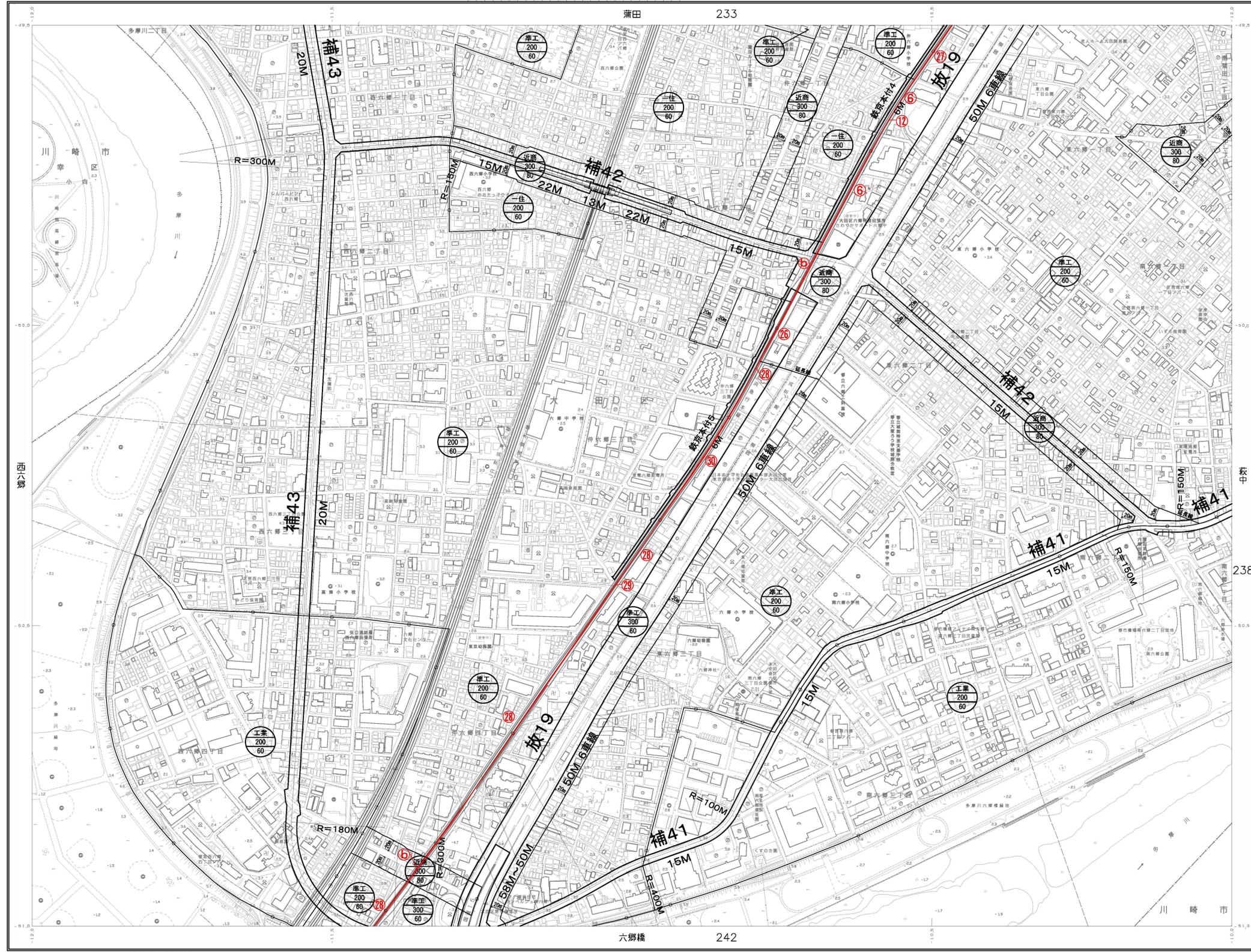
番号	変更前					変更後				
	用途	建蔽率	容積率	用途地域	特別用途	用途	建蔽率	容積率	用途地域	特別用途
19	商業	80	500	商業	一住	60	300	一住	60	300
20	商業	80	500	商業	近商	80	300	近商	80	300
21	商業	80	500	商業	近商	80	300	近商	80	300
25	商業	80	500	商業	商業	80	700	商業	80	700
27	準工	60	200	準工	近商	80	300	近商	80	300
b	近商	80	300	近商	近商	80	300	近商	80	300

大田区 特別工業地区

東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 237
[参考]東京都市計画高度地区（大田区決定）計画図
[参考]東京都市計画防火地域及び準防火地域（大田区決定）計画図
1:2,500 [参考]東京都市計画特別用途地区（大田区決定）計画図

48-10 (IX-LD67-3) 102-3-14 (道路網図作成年月日)

六郷



凡例 (Legend) table listing symbols and their corresponding planning designations.

Table of symbols and their meanings, including building types, heights, and fire safety zones.

1. 建築系は、平成十四年国土交通省告示第九号の決定による建築基準法の準用規定...
2. 道路は、建築基準法...
3. 計画道路は、世界測地系で、内線部の外側に表示（キロメートル単位、距離×X軸、距離×Y軸、方向の距離は0.05キロメートル）...
4. 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（T.P.）...
5. 容積率の基準は、2メートル...
6. 南北（軸の北の方向）と南北（軸の北の方向）は、内線部の中心線と軸の中心線との交点を中心として、上記外線部に、☆印（南北）、△印（南北）で示した方向...
7. 方眼（方眼の縦線の上の方向）に対する南北の向きは、東向き△印...
8. 南北に対する南北の向き（電気図）は、「2010.9年国土地理院一覽図（国土院図）」を、図面スケール...
9. 東京公共料金等への納入は、東京電力株式会社へ行われる。

平成 15年制定
平成 16年修正
平成 21年修正
平成 26年修正

この図面は、国土院図表の承認を経て同所準の測量成果を使用して作成したものである（承認番号）平成24年国土院図表269号
この図面は、東京都市計画の承認を受けて、東京都市計画2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。最新版製図を要する。
（承認番号）2都市計画第30号（承認番号）2都市計画第74号、令和2年7月2日
（承認番号）2都市計画第110号、令和2年8月21日

番号	変更前					変更後				
	用途	建蔽	用途地域	容積	敷地	用途	建蔽	用途地域	容積	敷地
6	一住	60	200	-	-	近商	80	300	-	-
12	近商	80	300	-	-	一住	60	200	-	-
26	準工	60	200	-	-	近商	80	300	-	-
27	準工	60	200	-	-	特工	近商	80	300	-

番号	変更前					変更後				
	用途	建蔽	用途地域	容積	敷地	用途	建蔽	用途地域	容積	敷地
28	準工	60	200	-	-	準工	60	300	-	-
29	準工	60	200	-	-	特工	準工	60	300	-
30	準工	60	300	-	-	準工	60	200	-	-
b	近商	80	300	-	-	近商	80	300	-	-